

岐阜市議会議員各位

平成28年10月31日

本日、岐阜市議会政治倫理審査会の設置請求が議長あて提出されましたことを受け、下記のとおり記者クラブへ資料提供を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

本日、平成28年10月31日午後3時に、丸山慎一議員に対する岐阜市議会政治倫理審査会の設置請求が議長あて提出されました。

請求は、各会派の幹事長、岐阜市議会無所属クラブ及び日本共産党岐阜市議会議員団の各議員、計10名の連署でもって提出され、副議長が受理しました。

これを受けて議長は、各会派幹事長会議での協議を経て、政治倫理審査会を設置することについて判断します。

審査会を設置することになった場合、岐阜市議会議員政治倫理要綱では、委員10人をもって組織し、交渉団体会派（3人以上の会派）で構成され、審査会の会議は非公開とすることを定めています。

また、審査会で、議員が遵守すべき事項（行為規範）に反する事実があると認められる議員に対し、要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役員の辞任等の勧告その他審査会が必要と認める措置を決定することができることになっています。

所 属	岐阜市議会事務局議会総務課
担 当 者	小澤